

指導者登録制度について

(1) 「指導者登録制度」とは

スポーツ施設においてスポーツ団体等が自主的に行う練習会等で教育委員会が必要と認めた場合、団体等の団員数に応じて指導者の個人使用料を免除する制度

- (2) 該当する施設 個人使用料の納付が定められているスポーツ施設
- (3) 該当する団体 団員数が5名以上（水泳以外は高校生以下）のスポーツ団体等
- (4) 指導者登録基準 下記「指導者登録制度について」を参照のこと
- (5) 免除措置 登録が認められた指導者の個人使用料を免除
- (6) 団員数の基準 年度当初における団体の構成人数
- (7) その他 指導者は18歳以上（高校生は除く）
営利を目的とした団体でないこと

※ 登録指導者を増やす為に団体を分割して申請することは認められません。

<指導者登録制度>

区 分	改 正	備 考
一 般	団員数5～14名まで1名 以後、14名につき1名	*「水泳」で高校生以上を指導する場合は、「一般」の基準による。
水 泳	中学生以下を指導する場合 団員数5～8名まで1名 以後、8名につき1名	

■「代替指導者制度」の概要■

- ①1団体につき2名まで登録を認める。
(年度途中の登録者変更は可能です。ただし、事前に交付されている変更者の登録証は帯広市文化スポーツ振興財団(帯広の森アイスアリーナ)へ返還していただきます。)
- ②無記名登録は認めません。
- ③代替登録指導者は正登録指導者が欠席した場合に限り、使用料免除が可能となります。(ただし、欠席した正登録指導者の人数分のみを対象とし、上限は2名までとなります。)

申請先 帯広の森アイスアリーナ（休館日を除く 9時～17時）
提出書類 申請書及び構成員名簿
お問合せ 帯広の森アイスアリーナ 0155-48-6256